

主要事業の目標事業量（案）

枚方市

主要事業の目標事業量（案）

目 次

1	（仮称）枚方市こども計画における目標事業量について	1
2	目標事業量算出の考え方について	2
3	主要事業一覧	5
1.	教育・保育	7
2.	時間外保育事業（延長保育事業）	8
3.	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）	9
4-1.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	10
4-2.	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	11
5.	一時預かり事業	12
6.	地域子育て支援拠点事業	14
7.	病児保育事業（医療機関併設型）	15
8.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	16
9.	利用者支援事業	17
10.	妊婦に対する健康診査	18
11.	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	19
12.	子育て世帯訪問支援事業	21
13.	児童育成支援拠点事業	22
14.	親子関係形成支援事業	23
15.	妊婦等包括相談支援事業	24
16.	産後ケア事業	25

1 (仮称) 枚方市こども計画における目標事業量について

< 1 > 目標事業量とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、その中で、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに定めることとされています。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要です。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

< 2 > 第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画と（仮称）枚方市こども計画との関連性

「こども基本法」10条において、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされたことに伴い、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画」、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化した計画が「（仮称）枚方市こども計画」です。

子ども・子育て支援法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終期は令和6年度であるため、令和7年度を始期とする「第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画」は「（仮称）枚方市こども計画」に内包し、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容等を教育・保育提供区域ごとに定めます。

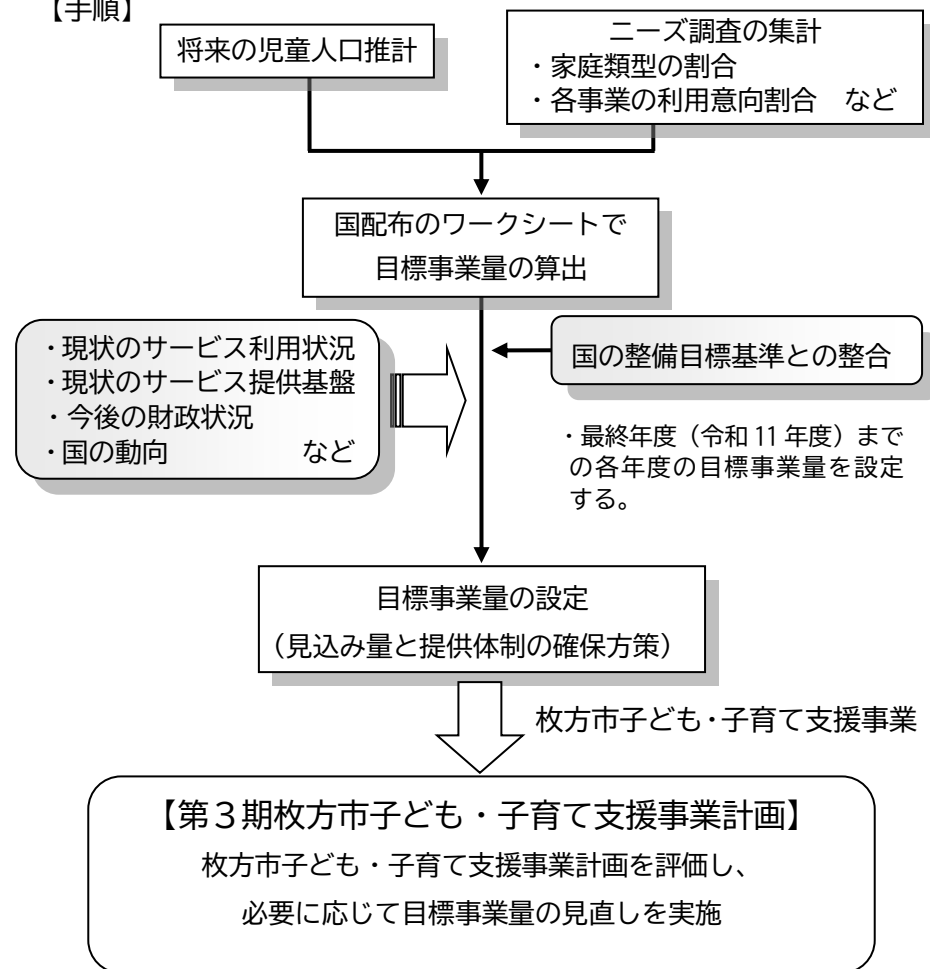
2 目標事業量算出の考え方について

< 1 > 目標事業量の作成の基本的考え方と手順

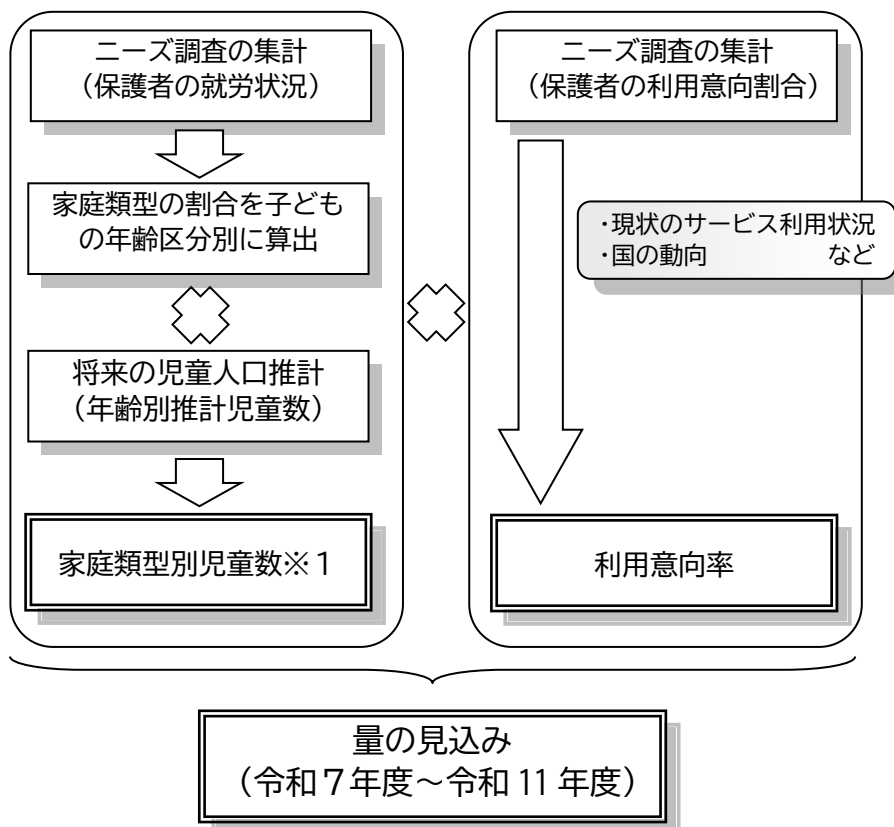
- 国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、や「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（大阪府版）」を基に、本市における各事業の利用状況などの現状や児童人口の推計、「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童調査）（以下「ニーズ調査」という。）」の結果、今後の財政状況、国の動向などを考慮して、令和7年度から令和11年度までの量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保方策の内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに作成します。
※各年度の時点は国・府にあわせて年度当初とします。

- 目標事業量については、毎年、枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗にあわせて評価し、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会に諮り、その意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【手順】



【量の見込みの基本的な算出方法】



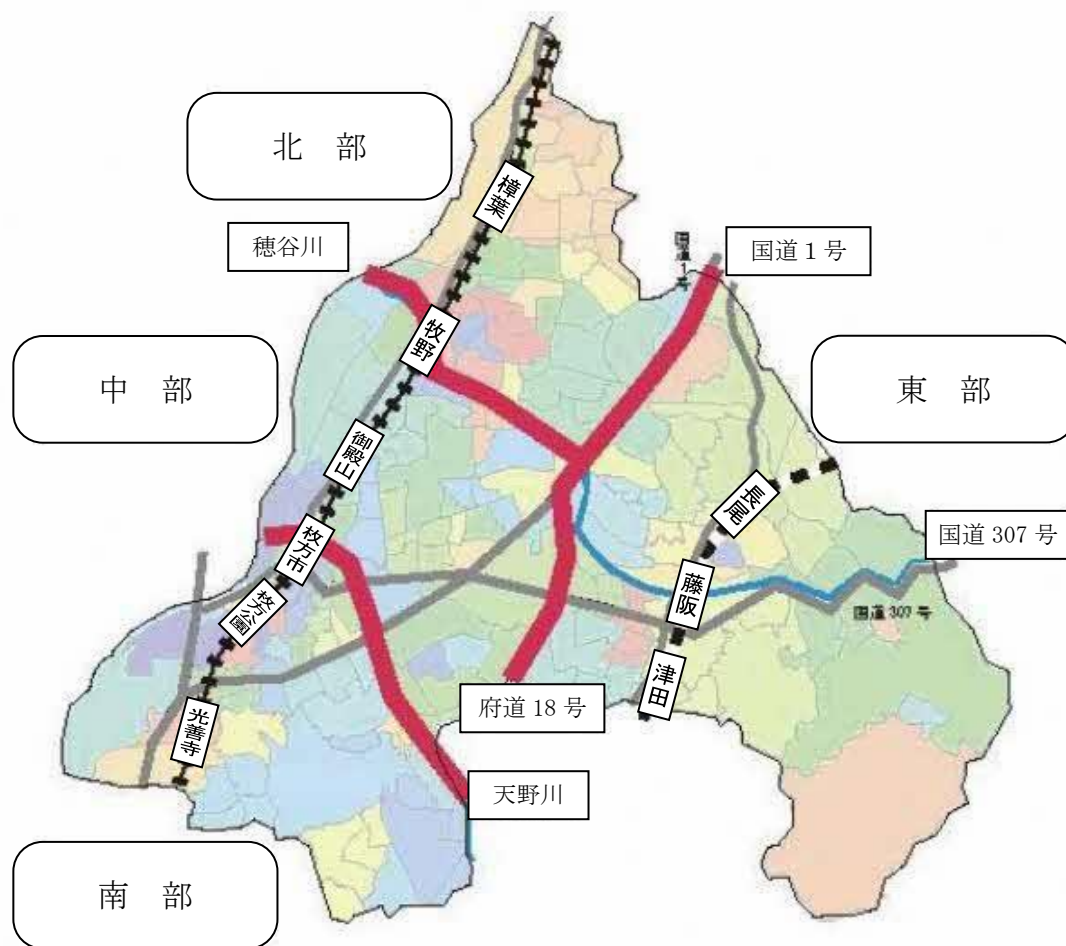
※1 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (短) (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦 (夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

各自治体における保育の必要性の下限時間(48 時間～64 時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。枚方市においては、現行と同様に 64 時間を下限時間とします。

<2>教育・保育提供区域について

枚方市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育や地域子育て支援を含む子ども・子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するため、4つのエリアに区分した教育・保育提供区域（下図参照）ごとに、目標事業量を設定しています。また、地域子ども・子育て支援事業を含め、個別の取り組みごとに、その内容や現行の利用状況等を踏まえ、効果的・効率的に提供を行うことができる場合は、市域全体を区域としています。



3 主要事業

	事業項目	事業の概要
1	教育・保育	満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業
2	時間外保育事業	保育所（園）等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業
3	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会室事業）	保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
4-1	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業
4-2	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業
5	一時預かり事業	【幼稚園等の一時預かり事業】幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業 【保育所（園）の一時預かり事業】在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業
6	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所（園）やサブリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業
7	病児保育事業（医療機関併設型）	保育所（園）等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業

9	利用者支援事業	〔基本型・特定型〕子どもや保護者が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業 〔母子保健型〕妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う事業
10	妊婦健康診査	妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業
11	乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業	【乳児家庭全戸訪問事業】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業 【養育支援訪問事業】乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業
12	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業
13	児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業
14	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業
15	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
16	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

1. 教育・保育

満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業

○量の見込みの考え方

本市の将来の児童人口推計やこれまでの実績を踏まえ、算出した結果を量の見込みとします。

- ・保育の必要性の下限時間については、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、本市では現行と同様に64時間（1月当たり）とします。
- ・保護者の現在の就労状況や今後の就労意向を基に、1号認定、2号認定、3号認定に分類します。ただし、保護者が育児休業中（1～2歳）の場合や育児休業を取得せず離職した場合は3号認定の量の見込みから除きます。

1号認定：満3歳以上で教育を希望される児童
2号認定：満3歳以上で保育が必要な児童
3号認定：満3歳未満で保育が必要な児童

<量の見込み及び確保方策>

(人)

地域		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の 見 込 み	合計	3,686	4,396	3,659	3,487	4,371	3,652	3,220	4,346	3,645	3,003	4,321	3,638	2,847	4,296	3,631
	北部	944	899	881	892	894	880	825	889	878	768	884	876	728	879	874
	中部	762	1,006	854	722	999	853	665	994	851	622	988	849	589	983	848
	南部	1,047	1,471	1,201	991	1,463	1,199	916	1,454	1,196	853	1,447	1,195	809	1,438	1,193
	東部	933	1,020	723	882	1,015	720	814	1,009	720	760	1,002	718	721	996	716
確 保 方 策	合計	5,525	4,541	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639
	北部	1,135	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897
	中部	1,225	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863
	南部	1,255	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171
	東部	1,910	1,131	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708

※各年度の「量の見込み」・「確保方策」は年度当初時点です。年度途中における2号認定・3号認定の保育需要の増加については、「臨時保育室」の整備等により対応します。

2. 時間外保育事業

保育所（園）等において 11 時間の開所時間を超えて保育を実施している事業

○量の見込みの考え方

時間外保育事業は、保育需要との関係が強いことから、「1. 教育・保育」の量の見込みの傾向や、2号認定及び3号認定の児童全体における時間外保育事業の利用児童の実績を勘案し算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	合計	3,752	3,696	3,642	3,590	3,516
	北部	813	802	791	780	767
	中部	757	746	735	725	709
	南部	1,368	1,345	1,323	1,302	1,270
	東部	814	803	793	783	770
確保方策 (人)	合計	3,752	3,696	3,642	3,590	3,516
	北部	813	802	791	780	767
	中部	757	746	735	725	709
	南部	1,368	1,345	1,323	1,302	1,270
	東部	814	803	793	783	770

<参考：延長保育事業の利用実績>

	地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数 (人日)	合計	3,982	4,102	3,937	3,885
	北部	858	913	871	822
	中部	987	947	874	862
	南部	1,301	1,376	1,377	1,369
	東部	836	866	815	832

3. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）

保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業

○量の見込みの考え方

今年度に策定される「（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画」との整合を図るため、同計画において定める量の見込みと確保方策を適用します。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	合計 4,733 1～3年生 3,521 4～6年生 1,212	合計 4,604 1～3年生 3,408 4～6年生 1,196	合計 4,405 1～3年生 3,257 4～6年生 1,148	合計 4,200 1～3年生 3,094 4～6年生 1,106	合計 3,957 1～3年生 2,908 4～6年生 1,049
確保方策 (人)	4,733	4,604	4,405	4,200	3,957

<参考：留守家庭児童会室事業の利用実績>

（各年4月1日時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	合計 5,000 1～4年生 4,513 5・6年生 487	合計 4,743 1～4年生 4,305 5・6年生 438	合計 4,691 1～4年生 4,322 5・6年生 369	合計 4,637 1～4年生 4,221 5・6年生 416	合計 4,335 1～4年生 3,976 5・6年生 359

<参考：放課後オープンスクエア> 参加を希望する児童が自主的に遊んだり、学んだりできる放課後の居場所として、学校施設の一部を開放。

留守家庭児童会室とオープンスクエアは、事業の趣旨が異なり、目的に応じて選択が可能。（各年3月末時点）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録児童数（人）	7,613	7,621	7,510	7,417	7,342
小学校児童数（人）	19,032	18,587	17,881	17,249	16,687
登録率（%）	40%	41%	42%	43%	44%

※令和5年度より事業開始。令和5年度実績 7,779人（3月末時点）

4-1. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業

○量の見込みの考え方

本市のショートステイの需要は増加傾向にありますが、保護者の養育状況（疾病等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
確保方策 (人日)	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060

<参考：ショートステイの利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数 (人日)	634	764	844	930

4-2. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業

○量の見込みの考え方

本市のトワイライトステイの需要は減少傾向にある中で、保護者の勤務形態（夜間勤務等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	10	10	10	10	10
確保方策 (人日)	10	10	10	10	10

<参考：トワイライトステイの利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数 (人日)	15	4	7	2

5. 一時預かり事業

【幼稚園の一時預かり事業】

幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業

○量の見込みの考え方

公立幼稚園や私立幼稚園等の預かり保育も含め、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	291,199	306,933	283,428	264,325	250,592
	北部	84,989	90,572	83,636	77,999	73,947
	中部	62,043	68,910	63,633	59,344	56,261
	南部	56,526	59,752	55,176	51,457	48,783
	東部	87,641	87,699	80,983	75,525	71,601
確保方策 (人日)	合計	291,199	306,933	283,428	264,325	250,592
	北部	84,989	90,572	83,636	77,999	73,947
	中部	62,043	68,910	63,633	59,344	56,261
	南部	56,526	59,752	55,176	51,457	48,783
	東部	87,641	87,699	80,983	75,525	71,601

<参考：一時預かり事業（幼稚園等）の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	218,630	306,155	247,292	265,221

【保育所（園）の一時預かり事業】

在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業

○量の見込みの考え方

本市における保育所（園）の一時預かり事業の需要は増加傾向にある中で、過去の利用実績や就学前児童数の減少を踏まえ算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	21,748	21,663	21,687	21,605	21,632
	北部	4,763	4,744	4,749	4,732	4,737
	中部	5,219	5,199	5,205	5,185	5,192
	南部	7,329	7,301	7,309	7,281	7,290
	東部	4,437	4,419	4,424	4,407	4,413
確保方策 (人日)	合計	59,100	59,100	59,100	59,100	59,100
	北部	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	中部	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	南部	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
	東部	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400

<参考：一時預かり事業の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	14,621	14,420	18,964	20,262

6. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所（園）やサプリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業

○量の見込みの考え方

本市における地域子育て支援拠点事業の需要は増加傾向にある中、さらなる設置を目指し、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	73,300	71,100	87,600	91,800	89,700
	北部	18,614	18,054	17,494	16,959	16,425
	中部	33,782	32,774	31,764	30,802	29,839
	南部	14,504	14,067	32,330	38,212	37,794
	東部	6,400	6,205	6,012	5,827	5,642
確保方策 (か所)	合計	15	15	16	16	16
	北部	3	3	3	3	3
	中部	4	4	4	4	4
	南部	4	4	5	5	5
	東部	4	4	4	4	4

<参考：地域子育て支援拠点事業の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（か所）	13	13	13	13
延べ利用者数（人日）	24,752	33,936	49,256	56,604

7. 病児保育事業（医療機関併設型）

保育所（園）等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）

○量の見込みの考え方

病児保育事業の需要は、一般的に感染症の流行や児童の体調の変化などの影響を受けやすいことなどを考慮し、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	3,695	3,676	3,658	3,640	3,622
	北部	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244
	中部	685	666	648	630	612
	南部	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
	東部	470	470	470	470	470
確保方策 (人日)	合計	5,743	5,724	5,706	5,688	5,670
	北部	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
	中部	685	666	648	630	612
	南部	2,248	2,248	2,248	2,248	2,248
	東部	1,124	1,124	1,124	1,124	1,124

<参考：病児保育事業の利用実績>

	地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (人日)	合計	1,436	2,570	2,696	3,698
	北部	473	865	998	1,218
	中部	249	562	556	751
	南部	580	906	830	1,269
	東部	134	237	312	460

8. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業

○量の見込みの考え方

ファミリーサポートセンター事業は、過去の実績から増加傾向で推移することを基本に、無料体験事業の促進などによる効果を勘案した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前	就学児
量の見込み (人日)	4,750	1,850	4,820	1,880	4,890	1,910	4,960	1,940	5,040	1,960
	6,600		6,700		6,800		6,900		7,000	
確保方策 (人日)	6,600		6,700		6,800		6,900		7,000	

<参考：ファミリーサポートセンター事業の実績>

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児
活動件数 (人日)	1,575	1,216	2,610	1,295	3,475	1,528	4,312	1,621
	2,791		3,905		5,003		5,933	
登録会員数 (人)	2,596		2,794		3,136		3,445	

9. 利用者支援事業

【基本型・特定型】 子どもや保護者が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業

【こども家庭センター型】 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業

○量の見込みの考え方

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、専門職による妊産婦等を対象とした利用者支援に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、これまでの実績や他の目標事業量に係るニーズを勘案した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

【基本型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	13	13	14	14	14
確保方策 (か所)	13	13	14	14	14

※確保方策の考え方としては、地域子育て相談機関を同事業の実施場所に位置付けます。

【特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方としては、市役所本庁窓口を同事業の実施場所に位置付けます。

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方としては、まるっとこどもセンターを同事業の実施場所に位置付けます。

10. 妊婦健康診査

妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業

○量の見込みの考え方

妊娠届出数は、妊娠届出数の実績や出生数の見込みを基に算出します。また、妊婦健診延べ回数は、一人あたりの妊婦健診回数の実績や妊娠届出数を基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 妊娠届出数（人） 妊婦健診延べ回数（回）	2,422 29,064	2,405 28,860	2,401 28,812	2,403 28,836	2,398 28,776
確保方策	実施体制：市内受診施設 16 か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16 か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16 か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16 か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16 か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年

※確保方策の考え方としては、市内受診施設等において、量の見込みを確保します。なお、市内受診施設以外の全国の病院等においても受診可能です。

<参考：妊婦健康診査の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（人）	2,509	2,551	2,423	2,394
妊婦健診延べ回数（回）	30,231	30,704	29,828	28,638
市内受診施設数（か所）	15	15	15	16

11. 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

【乳児家庭全戸訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業

○量の見込みの考え方

本市では、生後4か月までの乳児を養育する全ての世帯を訪問していることから、出生数（推計）を基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	2,422	2,405	2,401	2,403	2,398
確保方策	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応

<参考：乳児家庭全戸訪問事業の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業（人）	2,450	2,535	2,380	2,488
うち、母子訪問指導事業 （新生児・乳児訪問指導）による訪問（人）	633	582	486	2,296
うち、こんにちは赤ちゃん事業による訪問 （人）	1,817	1,953	1,894	192

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業

○量の見込みの考え方

出生数（推計）と過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策 (人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

<参考：養育支援訪問事業の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (人日)	1,313	1,194	1,144	1,325

12. 子育て世帯訪問支援事業

【子育て世帯訪問支援事業】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業

○量の見込みの考え方

今後、見込まれる需要の増加と過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	516	575	634	696	758
確保方策 (人日)	516	575	634	696	758

13. 児童育成支援拠点事業

【児童育成支援拠点事業】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業

○量の見込みの考え方

本市の要保護児童及び要支援児童等の数を勘案し、本事業の対象とする子どもの人数を基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	80	80	80	80	80
確保方策 (人)	20	80	80	80	80

14. 親子関係形成支援事業

【親子関係形成支援事業】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業

○量の見込みの考え方

本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	282	282	282	282	282
確保方策 (人)	282	282	282	282	282

15. 妊婦等包括相談支援事業

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

○量の見込みの考え方

妊娠届出数は、妊娠届出数の実績や出生数の見込みを基に算出します。面談回数は妊娠期アンケート及び乳児家庭全戸訪問からの実績を基に算出します。面談実施合計回数は妊娠届出数に1組あたり面談回数を乗じて算出します。

<量の見込み及び確保方策>

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	妊娠届出数 (人)	2,422	2,405	2,401	2,403	2,398
	1組あたり面談回数 (回)	2	2	2	2	2
	面談実施合計回数 (回)	4,844	4,810	4,802	4,806	4,796
確保方策 (人)		4,844	4,810	4,802	4,806	4,796

16. 産後ケア事業

【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

○量の見込みの考え方

妊娠届出数に対する過去の利用実績の傾向及び今後見込まれる需要の増加を基に算出します。

<量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	690	710	720	720	720
確保方策 (人日)	690	710	720	720	720

